

## 社会福祉法人 太陽福祉会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽福祉会（以下「この法人」という）の定款第10条及び第21条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。なお、報酬等は、この法人の役員等としての職務遂行としての対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は評議員会で決定し、別表1に明確にする。

2 この法人の役員等の報酬月額は、別表2に明確にする。

### (報酬等の支給基準)

第5条 報酬等は、評議員会・理事会開催の都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (交通費)

第6条 役員等には、その通勤の実態に応じ交通費を支給する。その支給基準は、別表3に明確にする。

### (費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より改定施行する。

#### 別表1

報酬総額	(1) 役員等の報酬総額	年額 10,000,000 円以内
	(2) 評議員の報酬額	年額 200,000 円以内

#### 別表2

報酬月額	(1) 理事長の報酬月額	月額 600,000 円
	(2) 業務執行理事の報酬月額	月額 50,000 円
	(3) その他の理事、監事	無報酬
	(4) 評議員の報酬月額	無報酬
	(5) 評議員選任・解任委員会委員	無報酬

#### 別表3

理事長、業務執行理事及びこの法人の職員たる役員等に、理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会に出席ごとに、1日につき次のとおり交通費を支給する。

1日につき1人5,000円(税別)